

「とうかい環境村民会議」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「とうかい環境村民会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、東海村環境基本計画の理念に基づき、地域及び行政と協働して、基本計画に位置付けられた施策を推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生物多様性の保全及び再生に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び再生に関すること。
- (3) 温室効果ガスの削減に関すること。
- (4) 資源の循環に関すること。
- (5) 生活環境の向上に関すること。
- (6) 環境キャンペーン活動及び環境フェスタ等のイベント開催に関すること。
- (7) 環境教育に関すること。
- (8) 地域及び行政との連絡調整に関すること。
- (9) 広報活動に関すること。
- (10) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会は会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

2 本会を退会するときは、その旨を会長に報告し承認を得る。

第2章 組織

(役員)

第5条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 部会長 4名
- (4) 副部会長 8名以内

- (5) 会計 2名
 - (6) 監事 2名
 - (7) 広報委員長 1名
 - (8) 広報委員 8名以内
 - (9) 環境フェスタ実行委員長 会長が兼務する。
- (役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、会員の互選により選出する。
- (2) 部会長、副部会長は、部会員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (3) 会計、監事は、会員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (4) 広報委員長は、広報委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (5) 広報委員は、部会員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (6) 第5条に定める役員は、他の役員を兼務することができる。ただし、会計と監事は兼務することができない。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了のときは、後任者が就任するまで、前任者がその任にあたる。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表して会の業務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 部会長は部会の業務を総括する。
- (4) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
- (5) 会計は会計業務を担当する。
- (6) 監事は会計業務を監査する。
- (7) 広報委員長は会の広報活動を総括する。
- (8) 広報委員は会の広報活動を担当する。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、幹事会、部会、広報委員会とする。

(総会の種別)

第10条 本会の総会は、定例総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第11条 総会は、役員と役員以外の会員をもって構成する。

(総会の機能)

第12条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 規約の改廃に関する事。
- (2) 事業報告及び決算に関する事。
- (3) 事業計画及び予算に関する事。
- (4) その他本会の重要事項に関する事。
- (5) 会長・副会長・会計・監事の決定に関する事。

(総会の開催)

第13条 定例総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事会での決議があったとき。
- (3) 全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (4) 第30条の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の決議及び第3号並びに第4号の規定による請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長には、会長が就く。

(総会の定足数)

第16条 総会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の委任状表決)

第18条 止むを得ない理由のために総会に出席できない場合は、委任状を提出することにより出席したものとみなす。ただし、表決については一切の権限を会長に委任することとする。

(幹事会)

第19条 幹事会は、役員のうち会長、副会長、部会長、広報委員長をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。これら構成員が出席できない場合は、各部会・広報委員会から代理の者を出すことができる。また会長は必要な人材を招集し、意見を聴取することができる。

(幹事会の議決事項)

第20条 幹事会は本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する事項を決議する。

(部会)

第21条 本会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 自然共生社会部会
- (2) 低炭素社会部会
- (3) 循環型社会部会
- (4) 生活環境部会

2 部会は部会員をもって構成し、部会長が招集し、議長となる。

(部会の担当事項)

第22条 部会は以下に掲げる事項を担当する。

- (1) 実施計画の立案、推進に関すること。
- (2) 行動計画の立案、推進に関すること。
- (3) その他、部会の運営に必要な事項に関すること。

(環境フェスタ実行委員会)

第23条 本会が主催する環境フェスタ等の企画運営のため、環境フェスタ実行委員会を置く。

2 環境フェスタ実行委員会は本会会員及び有志をもって構成し、環境フェスタ実

行委員長が招集し、議長となる。

(環境フェスタ実行委員会の担当事項)

第24条 環境フェスタ実行委員会は、以下に掲げる事項を担当する。

(1) とうかい環境フェスタ及びその関連企画の立案・運営に関すること。

(2) その他目的達成に必要な事業

(広報委員会)

第25条 本会の広報活動を行うため、広報委員会を置く。

2 広報委員会は広報委員をもって構成し、広報委員長が招集し、議長となる。

(広報委員会の担当事項)

第26条 広報委員会は以下に掲げる事項を担当する。

(1) 広報誌の記事の作成、編集に関すること。

(2) 会のホームページの記事の作成、編集に関すること。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載した資産

(2) 補助金

(3) 寄附金

(4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は幹事会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 本会の資産で第27条に掲げるものを処分し、または担保に供する場合は、総会において出席者の4分の3以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 監査

(監事の職務)

第32条 監事は、当該年度の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告する。また、監査結果を早急に報告する必要がある場合は、臨時総会の開催を会長に請求することができる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 この会則は、総会において出席した会員の4分の3以上の決議がなければ変更することができない。

第7章 雑則

(事務局)

第34条 本会の事務局は、役員及び東海村役場環境政策課が担う。

(細則等の制定)

第35条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は幹事会の承認を得て、別に定めることができる。ただし、制定事項は総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成24年4月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月10日から施行する。